

官報

号外
平成元年十一月二十二日

○第百十六回 参議院會議録第八号

平成元年十一月二十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成元年十一月二十二日

午前十時 本会議

第一 土地基本法案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

以下 議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

猪木寛至君から海外旅行のため明日二十三日から

十日間の請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 土地基本法案

(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。石

井国務大臣。

平成元年十一月二十二日 参議院會議録第八号

請暇の件 土地基本法案(趣旨説明)

〔国務大臣石井一君登壇、拍手〕

○国務大臣(石井一君) ただいま議題となりまし

た土地基本法案につきまして、その趣旨を御説明

申し上げます。

東京都心部に端を発した今回の地価高騰は、国

民の住宅取得を困難とし、社会資本の整備に支障

を及ぼすとともに、土地を持つ者と持たざる者と

の資産格差を拡大し、社会的公平感を増大させ

る等我が国社会経済に重大な問題を引き起こして

いるところであります。

政府としても、これまで各般の土地対策を講じ

てきているところでありますが、これらの諸問題

により適切に対処するためには、昨年六月の臨時

行政改革推進審議会答申に示されたとおり、国及

び地方公共団体が一体となって需給両面にわたる

各般の土地対策を総合的に推進するとともに、そ

の前提として、国民各層にわたって土地について

の共通の認識を確立することが不可欠であります。

本法は、このような考え方にに基づき、土地に

ついての基本理念を定め、並びに国、地方公共団

体、事業者及び国民の責務を明らかにするととも

に、土地に関する施策の基本となる事項を定める

ことにより、適正な土地利用の確保を図りつつ適

正な需給関係のもとでの地価形成に資する見地か

ら土地対策を総合的に推進し、もって国民生活の

安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること

を目的とするものであります。

次に、この法案の概要について御説明申し上げ

ます。

第一に、土地については、公共の利害に係る特

性を有していることにかんがみ、公共の福祉

のため、その特性に応じた公共的制約が課される

ものである等の土地についての基本理念を定める

とともに、国及び地方公共団体は基本理念にの

っとり、土地に関する施策を策定し、これを実施す

る責務を有する等、国、地方公共団体、事業者及

び国民の責務を明確化するなど所要の規定を定め

ております。

第二に、土地利用計画の策定、土地取引の規制

等に関する措置、社会資本の整備に関連する利益

に応じた適切な負担など土地に関する施策のうち

基本となる事項を定めております。

第三に、内閣総理大臣の諮問機関として国土庁

に土地政策審議会を置き、土地に関する総合的か

つ基本的な施策に関する事項及び国土の利用に関

する基本的な事項を調査審議するものとするな

り、土地政策審議会に関する規定を定めておりま

す。

政府といたしましては、以上を内容とする法律

案を提出した次第であります。衆議院におきま

して、一、目的において適正な土地利用の確保を

図りつつ、正常な需給関係と適正な地価形成を図

るための土地対策を総合的に推進するものとする

こと、二、土地についての基本理念として公共の

福祉を優先させるものとする、三、土地利用

計画策定の場における住民等の意見を反映させ

るものとする、四、適正な土地利用の確保を

図るための措置を講ずるに当たって宅地供給の促

進を図られるように努めるものとする、五、

公的土地区画の適正化等が図られるように努め

るものとする、六、内容を内容とする修正が行わ

れております。

以上が本法案の趣旨であります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) ただいまの趣旨説明に対

し、質疑の通告がございます。発言を許します。

村沢牧君。

〔村沢牧君登壇、拍手〕

○村沢牧君 私、日本社会党・護憲共同を代表

して、ただいま議題となりました土地基本法案に

ついて、総理並びに閣内閣に質問を行います。

東京一極集中に端を発した今回の異常な地価の

高騰は、大阪、京都を初めとする地方の主要都市

に波及し、都市労働者の住宅取得を不可能にする

とともに、社会資本の整備を困難にし、生活環境

の悪化を招き、また土地を持つ者と持たざる者

の資産格差を拡大させるなど、国民生活に重大な

影響を与えております。

総理、今や地価の大幅引き下げによる国民生活

の安定が緊急の政策課題となっております。さら

に、アメリカの百倍と言われる我が国の地価水準

が国際的にも問題となり、日米構造協議において

土地問題の解決を迫られるという状況になってお

り、一日も放置できない逼迫した課題となっております。

ところで、今日のような異常な地価の高騰を招

いた原因は、戦後の自民党政権が産業優先、企業

優先の土地政策をとり続け、有効な地価対策を講

じてこなかった土地無策によるものであることは

、国民だれしも認めるところであります。

総理、今日までの地価の推移を見てまいります

と、地価が急激に値上がりした時期が、池田内閣

の所得倍増計画、田中内閣の日本列島改造、中曾

根内閣の民間活力導入の各時期で、まさしく自民

党政府主導の地価高騰であることは今さら指摘す

るまでもありません。特に、今日の地価高騰につ

いては、政府が東京都心のビル需要の過大見積も

りを発表して業務地の仮需要を誘発したこと、世

論の反対を押し切って都心の国有公有地を一般競争

入札で公示価格の数倍という高値で民間に払い下

げたことなどが直接の原因になっており、土地行

政を麻痺させた中曽根内閣の責任は極めて大きい

と言わざるを得ないのであります。

そこで、まず第一に伺いたいのは、このような

国際的にも割高な、また国民生活を圧迫する異常

な地価の高騰を招いた政府の責任についてであります。

歴代自民党内閣の土地政策が、急激な地価の高騰に対して後手後手に回り、いかに無力であったかは、臨時行政改革推進審議会が土地政策に関する答申の中で、「土地問題への対応に当たって、政府はもとより関係地方公共団体においても、その施策が総合性を欠き、時機を失したものがあつたことなど、行政の責任は厳しく指摘されなければならぬ。」と述べているように、政府の審議会においても行政の責任を厳しく指摘しているところであり、今回の地価高騰についても、東京圏の地価高騰が関西圏を初めとして地方の都市に波及するまでには一年余の歳月があつたにもかかわらず、その間何ら有効な施策を講ずることなく今日の結果を招いた行政の怠慢は厳しく批判をされなければなりません。

海部総理は、この点についていかなる反省の上に立つて今後どのような実効ある土地政策を進めていこうとされるのか、総理の決意のほどをお伺いしたいのであります。

質問の第二点は、今後政府が進めていこうとする土地政策の政策目標についてであります。

提案されている土地基本法案においては、土地についての基本理念を定め、土地についての公共的制約、計画的な土地利用、投機的取引の抑制等について規定しており、土地政策の方向づけはなされておりますが、今後政府が進めていくべき土地政策の具体的な目標は明確にされておられません。とりわけ、市町村レベルでの土地利用計画の策定や住民の意思の尊重が欠落していることは問題であります。よって、今後の具体的政策目標について伺います。

我が党は、土地・住宅政策の目標として、憲法が保障する健康で文化的な生活を営み得る住宅を勤労者の平均年収の五分分で取得、または月収の一五〇以内の家賃で入居できることが可能となるまで地価を引き下げることを要求しています。政

府の土地基本法案では、「適正な需給関係の下での地価の形成に資する」と規定し、土地政策の基本を土地の需給関係に置いておりましたが、衆議院において「正常な需給関係と適正な地価の形成を図る」と修正され、土地の需給関係の正常化と適正な地価形成の二つを目標とすることになりました。しかし、政府が相変わらず需給関係に重点を置くならば、土地需要の集中する大都市圏では地価の値下げは不可能であり、結果的に土地の暴騰や高値安定を容認することになるのであります。これでは、総理が所信表明の中で述べておられる「地価の高騰は国民から住宅確保の夢を奪つて」という現状を打開することはできないのであります。

政府は、土地は値下がりしないという土地神話を打ち崩すために思い切った土地政策を実行して、地価を高騰前の水準まで引き下げ、国民の住宅確保の夢を実現することを国民に約束すべきであります。土地基本法案にもその旨を明記すべきと考えますが、総理、国土庁長官の所見を伺います。

質問の第三点は、今日の地価高騰の元凶である投機的な土地取引の規制についてであります。

今日の地価高騰が、金余りを背景に金融機関の過剰な土地関連融資に支えられた土地の投機的取引によることは明らかであります。日本銀行の調査によれば、今年六月末現在の金融機関の土地関連融資残高は四十三兆六千二百億円、対前年同月比一三・二％の伸びになっており、中でも地方銀行の増加率は一八・六％と最も高い伸びを示して、過剰な土地関連融資が地方都市の地価高騰の大きな要因となっていることを裏付けておるのであります。

このような土地投機につながる金融機関の反社会的融資についての大蔵省の指導がなまぬいと言われていることは周知のとおりであります。とにかいくままだに土地融資が増加していることでもわかるように、一片の通達で糊塗しようとする大蔵省の姿勢は改めるべきであります。そして実

効ある措置を講ずべきであるが、いかがですか。大蔵省は各銀行ごとの土地融資額を国民に公表すべきであります。

新聞の報道によれば、幹部職員が土地転がし関連の脱税容疑で摘発された中央信託銀行は、五年間に当該職員が関係した不動産取引に一千億円を融資し、百七十億円の利益を上げていたとのことであり、このような反社会的な融資を行った企業の経営責任は厳しく追及されなければなりません。大蔵省は営業停止等の厳しい行政措置をとるべきではなかったのか、改めて大蔵大臣の金融機関に対する指導監督の方針をお伺いいたします。

質問の第四点は、国公有地、すなわち国及び公有地の活用についてであります。

土地基本法案では、「土地については、公共の福祉のため、その特性に応じた公共的制約が課される」と規定し、土地の公共性を強調しておりますが、最も強く公共的利用がなされなければならぬのは国公有地であります。政府案よりも一年前に提案した野党四党案でも強調しているように、国公有地の確保拡大は基本法の原点であります。しかるに財政当局は、会計法の規定を理由に、旧国鉄用地等の国公有地の処分について一般競争入札の原則を崩そうといたしません。さきの国土利用計画法の改正に当たっても、国土法による取引規制の対象に国公有地を加えようとする国土庁と、対象とすることに反対する大蔵・運輸省の意見調整が難航し、国公有地の払い下げに当たっては適正な地価の形成に配慮する旨を規定することで落ちついた経緯があり、監視区域内で一般競争入札による売却は一応凍結されておりますが、本年二月には条件つきで競争入札の凍結が解除され、さらに最近、国鉄清算事業団の長期債務の増加を理由に、全面的に競争入札の再開を求める動きが活発となつてきております。一般競争入札による国公有地売却は絶対に認めるべきでな

いと考えますが、総理及び大蔵大臣、自治大臣の所見を伺います。

国公有地は、土地基本法案の趣旨に沿って、公共の福祉を優先させて利用されなければなりません。勤労者の住宅取得が不可能となった大都市地域では、国公有地を勤労者のため公共賃貸住宅用地として住宅・都市整備公団、地方公共団体等に優先的に払い下げるのが最も国民の希望に沿った国公有地の活用方策と考えますが、総理及び建設大臣の所見を伺います。

質問の第五点は、土地評価の一元化の問題についてであります。

現在、土地の価格の公的評価の制度としては、地価公示法に基づく公示価格、相続税の課税評価の基礎となる路線価格、固定資産税の課税評価となる固定資産評価額の三種があり、これに市場の実勢価格を加えると一物四価となり、それぞれ価格が整合性なくばらばらに決められており、国民の地価評価に対する信頼性を著しく失わせる結果となつております。今後、土地基本法案に規定されている土地の価値の増加に伴う利益に応じた負担の適正化を実行していくためには、これらの土地評価制度の一元化を図り、少なくとも公的な評価については統一した基準に基づいて実施されていくことが必要不可欠であり、公的評価制度の一元化が土地政策の出発点であることは常識であります。衆議院において「公的評価について相互の均衡と適正化が図られるように努めるものとする」との条項が追加されましたが、なお十分であり、野党四党案を採用して一元化を法定化すべきであります。改めて国土庁長官、大蔵大臣、自治大臣の所見を伺います。

最後に、我が国はGNPが米国に次いで世界第二位の経済大国になりながら、国民がその豊かさを生活の中で実感できない最大の理由は土地問題、特に大都市における異常な地価の高騰にあることは明らかであります。一年間の土地資産の増加額がその年のGNPを超えるという状況は、国

民の勤勞意欲を失わせ、正常な經濟活動を阻害することは明白であります。今日の我が國の現状は、經濟白書が指摘をしているように、総資産額の六六％が土地資産で占められるという水膨れの資産大國であり、不健全な體質となっており、土地政策の成否こそが日本の将来を左右すると言つても過言ではありません。これに対する總理の御所見を伺つて、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕
○國務大臣(海部俊樹君) 村沢議員にお答えをいたします。

今回の一連の地価高騰は、まず東京への一極集中に伴う需給の逼迫や投機的取引の存在など、各種の要因が複合的に影響して生じたものと認識しております。このため、これまで行政機関等の移転の推進を初めとする諸機能の適正な分散を図るとともに、国土利用計画法による監視区域制度の機動的運用、不動産業・金融機関等に対する指導、税制上の措置などの対策を講じてきたところであります。今後とも、引き続き土地対策等を強力に推進するためには、土地の公共性に立脚した土地に対する共通認識を確立し、土地対策の実施に向けた国民の皆さんの理解と協力を得ることが重要であります。そのために、土地基本法の早期の成立を強くお願いしております。

また、土地基本法第一条におきましては、「適正な地価の形成を図る」ことを土地政策の目標として掲げておるところであります。土地基本法を成立させていただいたならば、そこに示された基本理念と施策の展開方向に基づき、土地利用計画の充実、土地の有効利用、高度利用、その促進、同時に土地取引規制の強化、土地税制の見直しなど、需給両面にわたる各般の施策を行うことによつて適正な地価の形成に全力を挙げてまいりたいと考えております。

また、国有地の一般競争入札につきましては、昭和六十二年十月の緊急土地対策要綱を受けて、現に地価が異常に高騰しつつある地域内では、その地域の地価の異常な高騰が鎮静化するまでこれを見合わせているところであり、今後とも、同要綱の趣旨を踏まえ、国有地の売却については適切に対処してまいるのであります。

また、国有地の処分にあつた際の御指摘もありましたが、昨年六月の総合土地対策要綱及び多極分散型国土形成促進法の趣旨を踏まえ、地方公共団体、住宅・都市整備公団等から公共的住宅プロジェクト用地としての要望があれば、規模、立地条件等を総合勘案して、これに対する活用配慮してまいるのであります。

地価の高騰は、国民の住宅取得を困難とし、土地を持つ者と持たざる者との資産格差を拡大し、社会的な不公平感を増大させるなど、我が國社会経済に大きな問題を提起しておるというところは私も同様にとらえておるわけであります。そしてその解決のためには、内政上の最重要課題の一つであると認識して取り組んでまいりたいと思つております。このため土地基本法のできる限り早期成立をお願いし、その基本理念のもとに、今後とも需給両面にわたつて土地対策を強力に推進してまいりたいと思つております。

残余の問題点につきましては担当閣僚より御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣石井一君登壇、拍手〕

○國務大臣(石井一君) 村沢議員にお答えいたします。

地価を高騰前の水準に引き下げるといふ御指摘でございますが、これは大変難しい問題だと私は思ひます。しかしながら、最大の努力をするべきだと、そういうふうに認識をいたしております。

地価高騰に伴う住宅取得の困難化は内政上の最大の重要課題であり、このたび土地基本法の第一条に示されております目標に向かって、地価形成

に対し各般の施策を、今後具体的な実行法を次々に打ち立て、そして実行してまいりたいと思つております。そこに示されております基本理念、施策の展開方向は、土地利用計画の充実、市街化区域、内農地の計画的宅地化や低・未利用地の有効利用等の適正な土地利用の促進、宅地の供給、国土利用計画法による土地取引規制の強化、税制の見直しなど需給両面にわたる各般の施策を推進し、地価の安定、適正な地価の形成に全力を挙げて努めてまいるのであります。

次に、いわゆる一物四箇の御指摘でございますが、これも非常に説得力のある御意見でございます。ただ、過去の経緯等を考えまして、直ちにこれを行うことにはいろいろの問題点も指摘されておるところでございます。地価公示を初めとする公的的土地評価に対する国民の信頼を高めることが重要であることにかんがみ、新しく衆議院の審議におきまして十六条を追加したところでございまして、この点はまだ不足だと言われますので、今後十分参議院で御審議をお願いしたいと思つております。

なお、先般閣議決定された総合土地対策要綱においても、相続税評価、固定資産税評価について、その性格を考慮し、地価公示との関係に十分配慮しつつ、その均衡化、適正化を推進するということを指摘いたしております。今後とも、関係省庁において鋭意この方向に沿つてその推進が図られるように努力いたしてまいりたいと思つております。(拍手)

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) 村沢議員から私に対する御指摘は五点であります。

その第一点につきましては、まず御答弁を申し上げます。

金融機関の土地関連融資につきましては、従来からさまざまな手法を講じて対応を努力してまいりました。そこで、先般、最近の地価動向などにかんがみまして、国土庁において国土利用計画法

上の監視区域制度に係る指導を強化されましたことに平仄を合わせ、大蔵省におきましても、従来の指導の趣旨をさらに徹底させるという観点から、新たな通達の発出を含みます一連の措置を講じてまいりました。

その内容は、通達を発出しまして、投機的な土地取引などに係る融資を厳に排除するという従来の趣旨をさらに徹底させるだけでなく、いわゆるノンバンクたる貸金業者一般に対する金融機関の融資についても、その資金が投機的な土地取引などに利用されることのないよう、資金用途につきまして十分な審査を行うような指導をした点が第一点であります。また、地価の高騰地域などを主たる対象とした特別ヒアリングの実施、金融機関によるノンバンク融資の実態把握を目的とした事務連絡の発出、金融機関のノンバンク融資の実態についてのヒアリングの実施、金融検査の活用、ノンバンクの不動産融資の適正化に関する自主的措置についての当局からの要請、こうした措置をとつてまいりました。

大蔵省の立場からいたしますと、一方では住宅あるいは民営関連など内需拡大の見地から積極的に対応すべき土地取引もございまして、これに対する円滑な資金供給を確保すると同時に、投機的な土地取引などに対する融資を排除していくためには、現在実施しております特別ヒアリングなどを充実していくことにより実効を上げていくのが最善の方途と考えており、これから先もそうした方針で厳に努力してまいりたいと思つております。

また、二点目におきます御指摘は、各金融機関ごとの土地融資額を公表というお話でございます。

しかし、行政を進めていく上での必要性に依りて、各金融機関ごとのそれぞれの計数は微しているところでありまして、個別金融機関ごとの計数を明らかにいたしますことは、信用秩序の維持などの観点から問題があるので差し控えていただきたいと思います。

平成元年十一月二十二日 参議院會議録第八号

土地基本法案(趣旨説明)

また、金融機関の土地関連融資につきまして、金融機関の公共性に照らし、かねてからの厳正な業務運営について指導に努めてまいりました。今後とも、引き続き特別ヒアリングの機動的、効果的実施や検査の活用などを通じ、投機的な土地取引などに係る不適切な融資が厳に排除されるよう強力に指導していく覚悟であります。

また、金融機関の役員が各種法令などを遵守していくことは当然でありまして、大蔵省としては、今後とも金融機関の役員が各種法令などを遵守し、適切な業務の遂行が確保されるよう引き続き指導を行ってまいりたいと考えております。また、一般競争入札による国有地売却の再開は絶対に認めるべきでないという御指摘であります。私も、この点に賛同しては、以下申し上げるよう考えております。

国有地及び国鉄清算事業団用地の売却につきましては、昭和六十二年十月の緊急土地対策要綱を受け、現に地価が異常に高騰しつつある地域内では、公用、公共用に供する場合を除きまして、その地域の異常な高騰が鎮静化するまでこれを見合わせてまいりました。その後、国鉄清算事業団用地などにつきましては、本年二月の土地対策関係閣僚会議における申し合わせによりまして、地価対策と用地処分の促進の必要性を総合的に勘案しながら、具体的事例に即して関係省庁間で緊密な連絡、情報交換を行い、周辺地域の地価の動向などに照らし、地価に悪影響を与えないと判断されるものにつき慎重に順次一般競争入札による処分を実施することとしたしておるわけでありす。

そこで、私から議員に申し上げるのは大変失礼かと存じますが、私は、国鉄改革関連法案の審議に当たりまして、当時運輸大臣として本院においてしばしば御指摘を受けました。

その一つは、かつて国鉄の用地が随意契約によって売却された結果生じた不明朗な事態に対する御指摘でありました。そして、国民の財産であ

る国鉄の用地というものが売却される場合、国民の目に疑念の残らないような明らかな姿でこれを行えという御指摘はしばしば受けたところであります。そしてその中で、一方では地価の問題から随意契約を御主張いただいた委員も確かにありました。たわけでありまして、他方、地方自治体に隨意契約で売却をいたしました用地が、地方自治体に登記を変えて数日後に民間業者に転売された事例等も本院で提示をされ、御議論があったことを私は今思い起こしております。

それだけに、国有地というものが国民の財産であります限り、これがいやくも国民から誤解を生ずることのないような公開入札によって措置されるべきことが原則であると、私はそう考えております。

また、土地の評価の問題についての御議論であります。相統税における土地の評価に当たりましては、従来から地価公示価格との均衡を保つよう努めてきていたところでありまして、相統税の評価額が財産課税のためのものであるところから、納税のために売り急いだとしても、評価額がその売買価格を上回ったりするような事態がないようにかた目の評価をいたしておるところであります。地価公示価格の七〇〇程度を目途としてまいりました。

地価公示価格は、一般の土地取引について取引価格の指標を与えること、また公共用地取得の補償基準とするを目的として定められておるものであります。その公示地が都市計画区域に限定をされ、その地点数も約一万七千地点にすぎないということから、相統税評価の活用に当たりましておのずから限界があると考えられます。

また、固定資産税の評価額につきましても、相統税とはまたその課税の目的が全く異なりまして、その評価は三年に一度の評価であります。ため、毎年改定をされます相統税評価額とに開差が生じているのが現状であります。

以上申し上げましたように、相統税評価と地価公示及び固定資産税評価の間には、それぞれの目的、性格が異なり、評価方法にも相当の隔たりがありますので、この評価の一元化を直ちに行うということにつきましてはなかなか容易ではございません。しかしながら、相統税評価と他の公的土地区画相互間の関連につきましては、今後とも均衡と適正化を図るよう検討してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣原田昇左右登壇 拍手〕

○国務大臣(原田昇左右登壇) 村沢議員の御質問は、国有地については住都公団等において公共賃貸住宅の用地として活用すべきではないか、こういうことでございまして、私は、国有地の有効・高度利用は、大都市地域におきます土地・住宅対策上極めて重要な課題と認識しております。このため、昨年六月の総合土地対策要綱に基づき、大都市地域に所在します国有地の規模、立地条件等を勘案し、住宅建設適地につきましては、公共的住宅プロジェクトの用地として積極的に活用するよう努めてまいっている所存であります。(拍手)

〔国務大臣渡部恒三君登壇 拍手〕

○国務大臣(渡部恒三君) お尋ねの地方公共団体の公有地の一般競争入札については、昭和六十二年十月の緊急土地対策要綱を受け、国有地に準じて、現に地価が異常に高騰しつつある地域内では、その地域の地価の異常な高騰が鎮静化するまでこれを見合わせるよう要請しておるところであります。今後とも、同要綱の趣旨を踏まえ適切に対処してまいりたいと存じます。

次に、土地の公的評価の一元化につきまして、地価公示価格は現実の売買の指標であるのに対し、固定資産税の評価額は継続的にその資産を保有することを前提に毎年税負担を求める基準となるものであり、評価の目的や性格を異にするものから、これを一元化することはできないと考えております。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午前十四時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君
副議長 小野 明君

議員
片上 公人君 木庭健太郎君
今泉 隆雄君 寺崎 昭久君
白浜 一良君 常松 克安君
西川 潔君 足立 良平君
野末 陳平君 刈田 貞子君
猪熊 重二君 平野 清君
猪木 寛至君 永田 良雄君
永野 茂門君 矢原 秀男君
中野 鉄造君 中川 嘉美君
下村 泰君 勝木 健司君
鈴木 貞敏君 下稻葉耕吉君
及川 順郎君 太田 淳夫君
広中和歌子君 井上 計君
小西 博行君 前田 勲男君
板垣 正君 橋岡 洋君
和田 教美君 中西 珠子君
橋本孝一郎君 山田 勇君
谷川 寛三君 田代由紀男君
三木 忠雄君 峯山 昭範君
高木健太郎君 高桑 栄松君
黒柳 明君 田淵 哲也君
三治 重信君 田中 正巳君
熊谷太三郎君 加藤 武徳君
秋山 肇君 高木 正明君
大浜 方栄君 石井 道子君
関口 恵造君 野村 五男君
藤田 雄山君 前島英三郎君
本村 和喜君 松浦 孝治君

平成元年十二月二十二日 参議院会議録第八号 議長の報告事項

二木 秀夫君	井上 章平君	杏掛 哲男君	大塚清次郎君	青木 幹雄君	狩野 明男君	大木 浩君	川原新次郎君	仲川 幸男君	大河原太郎君	北 修二君	長谷川 信君	井上 孝君	下條進一郎君	鈴木 省吾君	井上 吉夫君	大島 友治君	田辺 哲夫君	宮崎 秀樹君	須藤良太郎君	石渡 清元君	尾辻 秀久君	片山虎之助君	上杉 光弘君	吉川 芳男君	倉田 寛之君	大城 眞順君	竹山 裕君	福田 宏一君	向山 一人君	宮澤 弘君	村上 正邦君	山東 昭子君	坂野 重信君	長田 裕二君	中西 一郎君	林田悠紀夫君	斎藤榮三郎君
陣内 孝雄君	石川 弘君	木宮 和彦君	小野 清子君	守住 有信君	名尾 良孝君	岡部 三郎君	田沢 智治君	石井 一二君	岩崎 純三君	伊江 朝雄君	梶原 清君	井上 裕君	服部 安司君	原 文兵衛君	遠藤 要君	斎藤 十朗君	高橋 清孝君	田村 秀昭君	木暮 山人君	合馬 敬君	鹿熊 安正君	鎌田 要人君	久世 公義君	吉川 博君	岡野 裕君	山岡 賢次君	斎藤 文夫君	松浦 功君	藤井 孝男君	山本 富雄君	岩本 政光君	大鷹 淑子君	岡田 広君	初村瀧一郎君	平井 卓志君	中村 太郎君	森山 眞弓君

櫻井	規順君	喜阿	淳君
西野	康雄君	山田	健一君
畠	正敏君	紀平	悌子君
種田	誠君	岩本	久人君
肥田美代子君		北村	哲男君
前畑	幸子君	小林	正君
堂本	暁子君	堀	利和君
谷本	巍君	会田	長榮君
清水	澄子君	三石	久江君
野別	隆俊君	庄司	中君
菅野	壽君	細谷	昭雄君
千葉	景子君	一井	淳治君
田淵	勲二君	渡辺	四郎君
及川	一夫君	山口	哲夫君
山本	正和君	上野	雄文君
佐藤	三吾君	智野	久光君
鈴木	和美君	大森	昭君
松前	達郎君	穂山	篤君
青木	新次君	対馬	孝且君
赤桐	操君	野田	哲君
安恒	良一君	福岡	知之君
粕谷	照美君	本岡	昭次君
八百板	正君	村田	誠醇君
谷畑	孝君	古川太三郎君	
星川	保松君	高崎	裕子君
角田	義一君	吉田	達男君
日下部禮代子君		磯村	修君
林	紀子君	吉川	春子君
森	暢子君	深田	肇君
新坂	一雄君	近藤	忠孝君
諫山	博君	篠崎	年子君
大瀧	絹子君	洲上	貞雄君
竹村	泰子君	井上	哲夫君
高井	和伸君	神谷信之助君	
沓脱タケ子君		小川	仁一君
梶原	敬義君	糸久八重子君	
稻村	稔夫君	粟森	喬君
池田	治君	山中	郁子君

橋本 敦君	村沢 牧君
久保 亘君	浜本 万三君
矢田部 理君	笹野 貞子君
乾 晴美君	市川 正一君
小山 一平君	田 英夫君
瀬谷 英行君	山田耕三郎君
中村 銳一君	上田耕一郎君
國務大臣	
内閣総理大臣	海部 俊樹君
大藏大臣	橋本龍太郎君
建設大臣	原田昇左右君
自治大臣	渡部 恒三君
國務大臣 (国土庁長官)	石井 一君
政府委員	
国土庁長官官房長	北村廣太郎君
国土庁土地局長	藤原 良一君
議員派遣中の議員	
清水嘉与子君	久保田真苗君
議長の報告事項	
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
外務委員	
辞任	補欠
木暮 山人君	鳩山威一郎君
清水嘉与子君	大鷹 淑子君
喜岡 淳君	竹村 泰子君
社会労働委員	
辞任	補欠
大鷹 淑子君	清水嘉与子君
鳩山威一郎君	木暮 山人君
運輸委員	
辞任	補欠
竹村泰子君	喜岡 淳君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員	辞任	補欠
池田 治君		笹野 貞子君
税制問題等に関する特別委員	辞任	補欠
吉岡 吉典君		橋本 敦君
土地問題等に関する特別委員	辞任	補欠
新坂 一雄君		池田 治君
喜屋武眞榮君		今泉 隆雄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

前払式証票の規制等に関する法律案（關法第二号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため
の日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国連差別防止・少数者保護小委員会委員の推薦基準等に関する質問主意書（竹村泰子君提出）

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため
の日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国政府とインド共和国

平成元年十一月二十二日 参議院會議録第八号

議長の報告事項

一四八

政府との間の条約の締結について承認を求め
の件
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

公職選挙法の一部を改正する法律
去る十三日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

下村 泰君

喜屋武眞榮君

決算委員

辞任

補欠

三石 久江君

福岡 知之君

喜屋武眞榮君

下村 泰君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

補欠

及川 順郎君

常松 克安君

土地問題等に関する特別委員

辞任

補欠

池田 治君

新坂 一雄君

今泉 隆雄君

喜屋武眞榮君

同日議長から次の議案が提出された。

行政情報公開に関する法律案(猪熊重二君発
議)(参第一二二号)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があったのでその政府委員としての資格を失った
旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名

官職名 異動後の氏名 年月日 異動

大蔵省理財局長

大須 敏生君

大蔵省理財局長

大須 敏生君

大蔵省理財局長

大須 敏生君

大蔵省理財局長

大須 敏生君

大蔵省理財局長

大須 敏生君

大蔵省理財局長

大須 敏生君

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省理財局長大
須敏生君(同日議長承認)を第百十六回国会政府委
員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

池田 治君

高井 和伸君

決算委員

辞任

補欠

高井 和伸君

池田 治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

補欠

野末 陳平君

秋山 肇君

土地問題等に関する特別委員

辞任

補欠

喜屋武眞榮君

今泉 隆雄君

同日議長から次の議案が提出された。

原子爆弾被害者等援護法案(山本正和君外九名
発議)(参第一三三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩田啓典君提出障害者雇用対策の充
実に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員林紀子君提出米陸軍秋
月弾薬庫の幹部将校の家族住宅建設に関する質問
については、検討する必要がある、これに日時を
要するため、十一月二十九日までで答弁する旨の
国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書
を受領した。

同日議長は、元議員岩間正男君に対し、さきに議
決した弔詞をささげた。

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

高井 和伸君

池田 治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

補欠

大淵 絹子君

岩本 久人君

山口 哲夫君

竹村 泰子君

常松 克安君

及川 順郎君

秋山 肇君

野末 陳平君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

行政情報公開に関する法律案(猪熊重二君発
議)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

国連差別防止・少数者保護小委員会委員の推薦
基準等に関する質問主意書(竹村泰子君提出)

同日議長は、ギンター・マロイダ・ド・イツ民主
共和国人民議会議長就任に際し、同議長宛祝電を
発送した。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

野田 哲君

福岡 知之君

農林水産委員

辞任

補欠

細谷 昭雄君

谷畑 孝君

農林水産委員

辞任

補欠

谷畑 孝君

細谷 昭雄君

谷畑 孝君

農林水産委員

辞任

補欠

谷畑 孝君

谷畑 孝君

農林水産委員

辞任

補欠

谷畑 孝君

谷畑 孝君

農林水産委員

辞任

補欠

谷畑 孝君

谷畑 孝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

補欠

伊江 朝雄君

斎藤 文夫君

前島英三郎君

藤田 雄山君

岩本 久人君

大淵 絹子君

竹村 泰子君

山口 哲夫君

野末 陳平君

横溝 克己君

土地問題等に関する特別委員

辞任

補欠

山中 郁子君

市川 正一君

今泉 隆雄君

平野 清君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。よって議長は即日これを選挙制度に関する
特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(松本善明
君外二名提出(衆第四号))

同日議長は、次の議員提出案を社会労働委員会に
付託した。

育児休業法案(糸久八重子君外七名発議)(参第
一一号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

原子爆弾被害者等援護法案(山本正和君外九名
発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があったのでその政府委員としての資格を失った
旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名

官職名 異動後の氏名 年月日 異動

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

外務省中近東アフリカ局長

渡辺 允君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中近東アフリカ局長渡辺允君(同日議長承認を第百十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

福岡 知之君

補欠

野田 哲君

地方行政委員

辞任

岩崎 純三君

補欠

初村滝一郎君

社会労働委員

辞任

尾辻 秀久君

補欠

高橋 清孝君

農林水産委員

辞任

清水嘉与子君

補欠

本村 和喜君

農林水産委員

辞任

初村滝一郎君

補欠

岩崎 純三君

農林水産委員

辞任

熊谷太三郎君

補欠

内村 孝雄君

農林水産委員

辞任

高橋 清孝君

補欠

尾辻 秀久君

農林水産委員

辞任

本村 和喜君

補欠

清水嘉与子君

農林水産委員

辞任

谷畑 孝君

補欠

細谷 昭雄君

農林水産委員

辞任

森 暢子君

補欠

大淵 絹子君

税制問題等に関する特別委員

辞任

測上 貞雄君

補欠

渡辺 四郎君

細谷 昭雄君

横溝 克己君

補欠

山田 健一君

野末 陳平君

辞任

平野 清君

補欠

今泉 隆雄君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

臨時議院及び臨時移殖調査会設置法案(第百十三回国会衆議院第八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国土利用計画法の一部を改正する法律案(第百十四回国会衆議院第六二二号、衆議院議決案)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案(第百十四回国会衆議院第六五号)

農林水産委員会に付託

昭和六十二年一度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(第百十四回国会提出)

昭和六十二年一度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)(第百十四回国会提出)

昭和六十二年一度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(第百十四回国会提出)

昭和六十二年一度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)(第百十四回国会提出)

決算委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

土地基本法案(第百十四回国会衆議院第六一五号、衆議院議決案)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第百十四回国会衆議院第六三三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川春子君提出自衛隊朝霞基地の「戦闘訓練」に関する質問に対する答弁書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 土地対策に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される土地基本法案及び国土利用計画法の一部を改正する法律案の審査に資する

一、派遣委員

福岡 知之 井上 孝

吉川 博 村沢 牧

山本 正和 片上 公人

石井 一二 石渡 清元

西田 吉宏 谷畑 孝

西野 康雄 白浜 一良

市川 正一 新坂 一雄

山田 勇 平野 清

一、派遣地 京都府 大阪府 兵庫県

一、期間 十一月二十七日及び二十八日の二日間

一、費用 概算四二〇、五〇〇円

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

鎌田 要人君

補欠

野村 五男君

社会労働委員

辞任

初村滝一郎君

補欠

岩崎 純三君

農林水産委員

辞任

岩崎 純三君

補欠

初村滝一郎君

農林水産委員

辞任

尾辻 秀久君

補欠

高橋 清孝君

農林水産委員

辞任

清水嘉与子君

補欠

本村 和喜君

農林水産委員

辞任

内村 孝雄君

補欠

熊谷太三郎君

農林水産委員

辞任

野村 五男君

補欠

鎌田 要人君

農林水産委員

辞任

尾辻 秀久君

補欠

高橋 清孝君

農林水産委員

辞任

清水嘉与子君

補欠

本村 和喜君

農林水産委員

辞任

内村 孝雄君

補欠

熊谷太三郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

今泉 隆雄君

補欠

平野 清君

土地問題等に関する特別委員

辞任

山田 健一君

補欠

細谷 昭雄君

農林水産委員

辞任

及川 順郎君

補欠

常松 克安君

農林水産委員

辞任

野末 陳平君

補欠

横溝 克己君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

今泉 隆雄君

補欠

平野 清君

土地問題等に関する特別委員

辞任

山田 健一君

補欠

細谷 昭雄君

農林水産委員

辞任

及川 順郎君

補欠

常松 克安君

農林水産委員

辞任

野末 陳平君

補欠

横溝 克己君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

今泉 隆雄君

補欠

平野 清君

土地問題等に関する特別委員

辞任

山田 健一君

補欠

細谷 昭雄君

農林水産委員

辞任

及川 順郎君

補欠

常松 克安君

農林水産委員

辞任

野末 陳平君

補欠

横溝 克己君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

今泉 隆雄君

補欠

平野 清君

土地問題等に関する特別委員

辞任

山田 健一君

補欠

細谷 昭雄君

農林水産委員

辞任

及川 順郎君

補欠

常松 克安君

農林水産委員

辞任

野末 陳平君

補欠

横溝 克己君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

今泉 隆雄君

補欠

平野 清君

土地問題等に関する特別委員

辞任

山田 健一君

補欠

細谷 昭雄君

農林水産委員

辞任

及川 順郎君

補欠

常松 克安君

農林水産委員

辞任

野末 陳平君

補欠

横溝 克己君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

今泉 隆雄君

補欠

平野 清君

土地問題等に関する特別委員

辞任

山田 健一君

補欠

細谷 昭雄君

農林水産委員

辞任

及川 順郎君

補欠

常松 克安君

農林水産委員

辞任

野末 陳平君

補欠

横溝 克己君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

今泉 隆雄君

補欠

平野 清君

平成元年十一月二十二日 参議院会議録第八号

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

中川 嘉美君

補欠

高木健太郎君

文教委員

辞任

高木健太郎君

補欠

中川 嘉美君

予算委員

辞任

池田 治君

補欠

高井 和伸君

決算委員

辞任

高井 和伸君

補欠

池田 治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

谷畑 孝君

補欠

前畑 幸子君

大淵 絹子君

横溝 克己君

森 暢子君

秋山 肇君

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員竹村泰子君提出国連差別防止・少数者保護小委員会委員の推薦基準等に関する質問に対する答弁書
同日議長は、エゴン・クレンツ・ドイツ民主共和国国家評議会議長より、同議長の国家評議会議長就任に際し発送した祝電に対する謝電を接受した。

障害者雇用対策の充実に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成元年十月二十三日

参議院議長 土屋 義彦殿

塩出 啓典

質問主意書及び答弁書

障害者雇用対策の充実に関する質問主意書
我が国の障害者の雇用対策は、身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第百二十三号)の制定以来、同法を中心に進められてきた。更に昭和五十六年の国連障害者年を契機として策定された「障害者対策に関する長期計画」及び国連障害者の十年(昭和五十八年〜平成四年)の中間年に当たる昭和六十二年に策定された「同計画の後期重点施策」に基づき、重度障害者に重点を置き、可能な限り一般雇用の場を確保するとの基本方針の下に進められてきたところである。特に一昨年には、法律の対象となる障害者の範囲が身体障害者から、精神障害者、精神障害者を含む障害者全般に拡大され、精神障害者については実雇用率算定の基礎に算入すること等の身体障害者雇用促進法の改正が行われるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改称し、昨年から法定雇用率が〇・一ポイント引き上げられたところである。

しかしながら、こうした政府の施策や昨今の景気拡大を背景とした人手不足にもかかわらず、障害者の実雇用率は、ここ数年停滞気味である。また、企業規模間、業種間において、障害者の雇用に格差が見られるほか、障害者の職場定着が大きな課題となっている。
このような現状を踏まえ、障害者雇用の拡大を図る観点から、以下の事項について質問する。

一 障害者の雇用状況について、政府はどのような現状を認識しているのか、伺いたい。
二 雇用率未達成企業の割合は、大企業ほど高いという傾向が見られ、千人以上の企業においては、八割以上が未達成である。この背景には、大企業を中心に、納付金さえ納めれば済むといった風潮があるのではないかとと思われる。こうした現状について政府は、どのように認識しているのか。
また、大企業等をはじめ、障害者雇用を今後どのように推進していくつもりか、伺いたい。
三 雇用状況を業種別に見ると、製造業などで実

雇用率が上昇しているものの、卸売・小売業、金融・保険業等では雇用率未達成企業が圧倒的に多い。業種別の障害者雇用促進のための具体的施策について、伺いたい。
四 重度身体障害者については、雇用率算定に当たって、その一人をもって二人分の身体障害者とみなされることになっているが、その雇用状況について、伺いたい。
また、直ちに一般雇用で就くことが困難な重度障害者及び精神障害者の雇用の場を確保するため、第三セクターによる重度障害者雇用企業の育成を強化すべきであると思うが、現状及び今後の計画について伺いたい。
五 障害者の職場への定着率が低いことが、実雇用率停滞の大きな要因となっており、障害者の雇用対策においては、職場への定着が最大の課題となっている。政府は、障害者の定着が進まない原因をどのように分析しているか。また、今後どのように定着率向上を図っていくのか、その具体的な施策について伺いたい。
六 法定雇用率が昨年四月から引き上げられたが、現在、身体障害者雇用納付金の一人当たりの月額は四万円で、昭和五十七年度以降据え置かれたままである。納付金の額についても、見直し、引き上げを図るべきではないか、伺いたい。

七 精神障害者については、一昨年の身体障害者雇用促進法の改正の際追加された附則第五条に、政府が精神障害者の能力発揮のための条件の整備に努め、雇用の促進及び職業の安定のための施策強化について検討する旨規定され、衆・参社会労働委員会においても雇用促進等のための諸条件整備推進についての附帯決議が付されたところである。これらの施策の検討及び条件整備の状況はどのように進んでいるのか、伺いたい。

八 前記の衆・参社会労働委員会の附帯決議において、障害者雇用で消極的な企業に対する企業名の公表制度の活用を検討することとされたが、この際、公表制度の活用は踏み切るべきではないか。
九 現在、障害者の雇用義務がある事業主は、毎年一回障害者の雇用状況を公共職業安定所に報告することが義務づけられているが、国民に対しても個々の企業の雇用状況を公表すべきであると考え、政府の見解を伺いたい。
十 昭和五十八年にILOにおいて、職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する条約(ILO百五十九号条約)が採択されているが、我が国はこの条約を批准していない。一昨年の身体障害者雇用促進法の改正により、精神障害者も同法の適用対象たる障害者に含まられ、批准できる環境整備が相当できたのではないかと。なぜ批准できないのか、今後の批准の見通しについて伺いたい。
右質問する。

平成元年十一月十四日
内閣総理大臣 海部 俊樹
参議院議長 土屋 義彦殿
参議院議員塩出啓典君提出障害者雇用対策の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

割合は八〇・四パーセントで、昨年と比べて〇・一ポイント改善され、雇用されている障害者数が増加するなど、障害者雇用の努力は認められるが、更に一層の改善を求める必要がある。したがって、政府としては、特に大企業に重点を置き、今後身体障害者の雇入れに関する計画の作成命令等の制度を更に厳正に運用するとともに、昭和六十三年から実施しているプロック別事業主懇談会の積極的活用などを通じ強力な指導を実施してまいりたい。

第三次産業については、従来から重点指導対象業種として指導に取り組んできたところである。さらに平成元年度から第三次産業雇用率達成促進会議を開催し、関係企業に雇用好事例を紹介するなど、指導の一層の充実を図っているところであり、今後とも業種の特性に応じたきめ細かな指導を行ってまいりたい。

平成元年六月一日現在で民間企業に雇用されている障害者に占める重度身体障害者の割合は、約二四パーセントとなっている。

第三セクター方式による重度障害者雇用企業については、現在情報処理サービス、輸送用機械器具製造等の業種において十二企業が操業中であり、今後全国的に設置を推進していくこととしている。

五について

障害の重度化等を背景に、職場への適応に当たって様々な問題を持つ障害者が増加していることなどにより、障害者の職場定着は難しくなっていると考へている。このため、政府としては、障害者及び事業主に対するきめ細かな相談及び指導の充実、事業所内に設置されている職場定着推進チームへの指導及び援助、現在建設中の障害者職業総合センターにおける具体的調査研究などにより職場定着の推進を図ってまいりたい。

六について

身体障害者雇用納付金の額については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者法」という。)に基づき、事業主がその雇用する労働者の数に法定の雇用率を乗じて得た数に達するまでの数の身体障害者を雇用するものとした場合に当該身体障害者一人につき通常必要とされる一月当たりの特別費用の額の平均額を基準として定めることとされており、政府としては、当該平均額の推移を見極めつつ身体障害者雇用納付金の額を定めてまいりたい。

七について

精神薄弱者対策については、第三セクター方式による精神薄弱者能力開発センターの育成、地域障害者職業センターにおける職業準備訓練の実施、障害者職業訓練校における精神薄弱者を対象とした訓練科の設置等により、条件整備を図りつつその雇用の促進等を行ってまいりたい。

八について

政府としては、特に実雇用率の低い企業に対しては、障害者法に基づき、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずるとともに、同計画の適正な実施に関し勧告を行うこと等により法定の雇用率の達成を図られるよう指導を行っているところであるが、正当な理由がなく同勧告に従わない企業に対しては、その旨を公表することとしている。現在のところ、公表制度の趣旨に照らし公表の対象とすべき企業は存在していない。

九について

障害者の雇用状況の報告については、毎年の雇用状況を把握するとともに、今後の行政指導に資することを目的として実施しているものであり、政府としては、個々の企業の雇用状況の公表については、障害者法の規定に基づいて行うべきものと考ええる。

十について

ILO第百五十九号条約の批准に関しては、関係省庁において検討中であり、同条約の批准の見通し等については具体的に申し上げられない。

自衛隊朝霞基地の「戦闘訓練」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成元年十月三十日

参議院議長 土屋 義彦殿

吉川 春子

自衛隊朝霞基地の「戦闘訓練」に関する質問主意書

自衛隊朝霞基地周辺は、埼玉県朝霞市、新座市、和光市、東京都練馬区にまたがり、小・中・高等学校などが集中的に立地している「文教地区」である。

この地区には、朝霞市立第四小学校(児童数六一五人)、同第八小学校(同九八七人)、同第一中学校(生徒数七四四人)、同第四中学校(同八五五人)、埼玉県立朝霞高校(同、一四八二人)、同朝霞西高校(同、一四七八人)、新座市立栄小学校(児童数三八八人)、同第四小学校(同七三〇人)、埼玉県立新座総合技術高校(生徒数一、〇五四人)、和光市立広沢小学校(児童数五三六人)、同本町小学校(同六九九人)、同第二中学校(生徒数八〇七人)、埼玉県立和光国際高校(同、一三四人)、同和光養護学校(児童・生徒数一五〇人)、同和光南養護学校(同、一七五人)、練馬区立大泉学園小学校(児童数四五八人)、同桜中学校(生徒数三九四人)、東京都立大泉学園高校(同、一五〇人)、同大泉養護学校(児童・生徒数一一五〇人の十九校に、一万四千人もの児童・生徒が学び、

武蔵大学(クランド、第一学校寮)、幼稚園、保育園なども設置されている。また、新座市では新たに障害者施設の建設も予定している。

演習地の北側に面する朝霞市立第四小学校(猪野彦一校長、児童数六一五人)は、校庭の南側の金網のフェンスの向こう側が演習場であり、小銃を持った迷彩服の自衛隊員が走り回り、対戦車砲を積んだジープが通過するのが教室の子どもたちから目撃されるうえ、「ダダダダダー」という射撃音が授業中でも聞こえてくるという状況である。

また、同校の校舎上空でヘリコプターがけたたましい騒音をあげて旋回し、児童の目前でこのヘリコプターからロープやパラシュートを使って自衛隊員が降下訓練を行っているのである。

さらに、十月二十九日の自衛隊演習を前にして、同校の上空を編隊を組んだ軍用ジェット機が低空飛行で横切ったり、同校の近くで攻撃用のヘリコプターの編隊が低空飛行や緊急の離発着を繰り返して行い、まさに本番さながらの予行演習を展開しており、授業中であっても教師や児童の声がかき消され、子どもたちが耳をふさぎ、たびたび授業が中断されており、まさに校庭の向こうに「戦場」があるという異常環境である。

学校教育法施行規則に「学校の位置」は、「教育上適切な環境にこれを定めなければならない」とあり、当該地域において子どもたちがより良い環境で授業が出来るように改善することは焦眉の課題であると考ええる。したがって以下質問する。

一 朝霞基地のように、学校に隣接して自衛隊・米軍の基地があるのはどうか。学校名、所在地を明らかにされたい。その中で、騒音その他の苦情がでている学校は幾つあるか。それはどこか、学校名、所在地を明らかにされたい。

二 朝霞基地ではどのような訓練を行っているのか。また、一九八八年、八九年に行った訓練の回数と時間、参加人員、使用した装備等、さらに参加部隊名等を明らかにされたい。

平成元年十一月二十二日 参議院會議録第八号 質問主意書及び答弁書

三 学校のすぐ隣で射撃訓練を行うことは、子どもたちの見えるところでの人殺しの訓練をすることにほかならず、とりわけ情操教育という点から特に、好ましくないと思うがどうか。

四 学校の上空をヘリコプターが旋回したり、ジェット機が飛び交っているが、万が一落下したり事故が起きないとも限らず、騒音によつてたびたび授業も中断し、学校からも抗議を行っている。直ちに訓練をやめるなど何らかの対策をとるべきではないか。

五 全国の基地周辺の学校において、教育上、又は騒音対策上どのような対策が講じられているか。

六 防衛庁本庁の市ヶ谷移転に伴い、朝霞基地は陸上自衛隊東部方面総監部の移転先になっている。朝霞基地周辺は、埼玉県下はおるか首都圏でも有数の文教地区で、先に述べたように十九もの学校がある。

東部方面総監部をこのような文教地区に移転させることは、教育環境を著しく阻害することになる。防衛庁は大本木の本庁移転の理由として私に「商業地に防衛庁本庁がふさわしくない」と説明したが、文教地区への移転は、もっとふさわしくない事ではないか。移転計画の白紙撤回はもちろん、基地を撤去し市民のためにする

やかに返還すべきと考えるがどうか。
右質問する。

平成元年十一月十七日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員吉川春子君提出自衛隊朝霞基地の「戦闘訓練」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川春子君提出自衛隊朝霞基地の「戦闘訓練」に関する質問に対する答弁書の一について

自衛隊及び米軍の基地等(朝霞駐屯地を除く。)に隣接する学校の名称及び所在地は、別表のとおりであると承知している。

また、右学校のうち、最近一箇年において防衛庁が騒音等の苦情を受けたものは、別表記載の古堅小学校、古堅幼稚園、普天間第二小学校及び普天間第二幼稚園の四校である。

二について

朝霞訓練場において昭和六十三年一月一日から平成元年九月三十日までの間に実施した教育訓練の内容等をまとめたものは、次表のとおりである。

訓練内容	回数及び時間	延べ人員	使用した装備	部 隊 名
戦術戦技訓練 銃・車両操縦 訓練等	一箇月につき二十 五日程度、一般的 に午前八時から午 後五時まで	約十六万人	六四式七・六二ミリ小銃 六二式七・六二ミリ 機関銃、八四ミリ無 反動砲、七三式大型ト ラック等	第一普通科連隊、第三 普通科連隊、第三 普通科連隊、東部 方面輸送隊等

三について
自衛隊では、我が国防衛の任務を有効に遂行するため、平素から教育訓練を実施し、精強な隊員・部隊の育成に努めているところである。朝霞訓練場における教育訓練の内容等は二についてにおいて述べたとおりであり、教育訓練

は、自衛隊にとって、練度の維持向上の観点から必要不可欠なものであることから、同訓練場においても、引き続き、周辺環境に配慮しつつ教育訓練を実施してまいる所存である。
四について
御指摘の飛行は、平成元年度自衛隊記念日観

閲式に伴う訓練であると考えられるが、同観閲式は本年十月二十九日に実施されたところであり、現在かかる訓練は既に終了している。なお、観閲式に伴う訓練の実施に当たっても、安全対策等に十分な配慮を行っているところである。
五について
政府としては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)に基づき、騒音の防止等のため必要な措置を講じているところである。
六について
防衛庁本庁庁舎等の移転計画は、防衛本庁等

別表

基 地 等 名	学 校 の 名 称	学 校 の 所 在 地
南恵庭	恵庭南高等学校	恵庭市
多賀城	多賀城高等学校	多賀城市
船岡	仙台大学 船岡養護学校	宮城県柴田郡柴田町 宮城県柴田郡柴田町
下志津	日本基督教短期大学	千葉市
十条	東京成徳短期大学	東京都北区
檜町	赤坂中学校	東京都港区
三宿	青島養護学校	東京都世田谷区
用賀	駒沢大学附属高等学校	東京都世田谷区
東立川	北多摩高等学校	立川市
宇治	東宇治中学校 東宇治幼稚園	宇治市
大久保	西宇治中学校	宇治市
伊丹	伊丹高等学校	伊丹市
姫路	広峰小学校 広嶺中学校	姫路市
三軒屋	岡山理科大学附属高等学校 岡山理科大学	岡山市

いわゆる防衛中核の所在する檜町地区周辺の商業地化が進んでいるため、国土の有効利用の観点から、防衛中核を檜町地区から市ヶ谷地区に移転させ、これに伴い、首都及びその近郊の防衛施設の再配置を図るものである。この計画により、朝霞地区には、現在所在する部隊等に加え新たに市ヶ谷地区等から東部方面総監部等の部隊が再配置されるものであり、本計画を撤回する考えはない。
また、現在の朝霞駐屯地及び朝霞訓練場は防衛施設として重要な施設であり、引き続き使用していく考えである。

普通寺	西中学校 普通寺西高等学校	普通寺市 普通寺市
久留米	久留米養学校	久留米市
大分	鶴野小学校	大分市
紀伊由良	由良港中学校	和歌山県日高郡由良町
大湊	城ヶ沢小学校 大平中学校	むつ市
入雲	北海道入雲養護学校	北海道山越郡入雲町
入間	入間野中学校 狭山経済高等学校	狭山市
芦屋	芦屋小学校	福岡県遠賀郡芦屋町
春日	九州大学	春日市
所沢通信施設	並木小学校 中央中学校	所沢市
厚木飛行場	綾北中学校	綾瀬市
相模総合補給廠	向陽小学校	相模原市
池子住宅地区及び海軍補 助施設	久木中学校	逗子市
上瀬谷通信施設	上瀬谷小学校	横浜市
横須賀海軍施設	横須賀学院 神奈川歯科大学 三笠幼稚園	横須賀市
相模原住宅地区	相模台小学校	相模原市
依佐美通信所	双葉小学校 双葉幼稚園	刈谷市
キャンプ・コートニー	天願小学校 天願幼稚園	具志川市
トリイ通信施設	古堅小学校 古堅幼稚園	沖縄県中頭郡読谷村
普天間飛行場	普天間第二小学校 普天間第二幼稚園	宜野湾市

国連差別防止・少数者保護小委員会委員の推薦基準等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成元年十一月十日

参議院議長 土屋 義彦殿

竹村 泰子

国連差別防止・少数者保護小委員会委員の推薦基準等に関する質問主意書

人権擁護活動は国連における最も重要な活動の一つである。外交政策の基本として国連重視主義をとる日本政府は、この領域でも国際社会の大きな期待を担っており、同時にこれにこたえるべき大きな責務を負っている。こうした活動の一つとして政府は、差別防止・少数者保護小委員会（以下、人権小委員会と略す。）に対して委員の推薦を行い、一九八四年から同小委員会に専門家を送り出す一方、八八年には政府推薦のもとで、学習院大学教授が同小委員会の正委員に選任された。しかるに同委員はその要職にもかかわらず、人権擁護活動を伸長するどころか、むしろこれを阻害する差別的な発言を行っている。これに対し国内の人権擁護活動家を中心に、同委員の辞任と、人権小委員会委員の推薦に対する開かれた客観的制度的新設を求める運動が始められたことは周知の事実である。以下、同小委員会委員の推薦基準等について質問する。

一人権擁護活動家を中心に提出された公開質問状に対する回答（外務省・国人第九三〇号、平成元年八月一日）で「候補の選定に当たっては、国際法・国際関係全般に関する見識、国際機関等での経験等を含め、諸般の基準を総合的に判断することとしている」とある。この「諸般の基準」の中に、日本国内の人権問題に対する見識・業績が含まれるのかどうか、明らかにされない。

二 同回答で述べられている「国際法・国際関係全般に関する見識」「国際機関等での経験」には、納得のいく、客観的な基準（少なくとも最低の業績評価基準）がそれぞれについて設けられているのか。設けられているとすれば、その基準はどのようなものか、明らかにされたい。

三 候補の選定に当たっては、選定のために特別機関等が外務省の内部に設けられるのか、あるいは、国連局人権難民課長の裁量権の範囲で行われるのか。その選定に当たっての責任を明確にされたい。

四 同回答において「再立候補問題については将来のことであり言及する段階にない」と述べられているが、次期の候補者選定は、一九九一年の改選に向けていつの時点から始められるのか、明らかにされたい。

五 人権小委員会委員の推薦を国内の人権NGOとの協議等を通して行うような新しい開かれた選定制度の設置について、外務省がこれに難色を示すとすれば、現在どのような問題点があるのか。見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成元年十一月二十一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員竹村泰子君提出国連差別防止・少数者保護小委員会委員の推薦基準等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹村泰子君提出国連差別防止・少数者保護小委員会委員の推薦基準等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の差別防止・少数者保護小委員会委員への候補者を選定するに当たっては、諸般の事情を総合的に勘案して判断することとしてお

平成元年十一月二十二日 参議院会議録第八号 質問主意書及び答弁書

り、その際の基準を個別具体的に示すことはできない。

三について

右小委員会委員への候補者を選定するに当たっては、外務省として、一及び二についてにおいて述べたとおり、諸般の事情を総合的に勘案して判断することとしている。

四及び五について

千九百九十二年における右小委員会の委員改選に向けての候補者選定については、将来のことであり、お答えできる段階にない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

所 行 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 03(587) 4302
定価 税別 一円二角五分
本号 一部